

障がい者福祉専門分科会や市川市自立支援協議会からこれまでいただいた質問・意見

| ページ | 質問・意見 | 市からの回答 |
|-----|---|---|
| 9 | 「障がい者施策に関する国内法等の変遷」に、R4 成年後見制度利用促進法の改正若しくは第2期成年後見制度利用促進基本計画を記載してはいかがか。 | 成年後見制度利用促進法については、令和4年に改正が行われた記録は確認できませんでした。また、ここにはスペースの都合上、条約と日本の法律（国の法律）のみを掲載することで統一させていただいております。なお、成年後見制度利用促進基本計画に関することは、第2部第2章第4節第2項「権利擁護」の中に記載させていただいております。 |
| 11～ | 障害者手帳所持者の状況について。状況についてもコメントされている為、わかりやすい。このようなデータ（数値）は、具体的な居住支援の計画（ニーズ）に反映できるように希望する。 | 今後の施策を考える上で、本市の障害者手帳所持者数等の状況の特徴や傾向を念頭に置いて、必要な施策を推進していきたいと思っております。 |
| 11～ | 障害者手帳所持者数については、10歳区切りのグラフが加わるなど、分析もされ、全体像が見えるようになったのは、良くなった点だと思う。ただ、割合だけではなく、実際の数も表示した方がよいのではないか。 | 記載いたしました。 |
| 14 | 精神障がいのある方には、精神障害者保健福祉手帳を持たない方も多くいるため、自立支援医療（精神通院医療）を受給している方の数も入れてはどうか。 | 記載いたしました。 |
| 16 | なぜ松戸市は身体障害者手帳所持者も療育手帳所持者も多いのか。 | 現時点では各市町村の傾向の要因を分析することまでは困難ですが、数や割合から把握できる傾向や特徴について掲載させていただきました。 |

| ページ | 質問・意見 | 市からの回答 |
|-------|---|---|
| 16 | 隣接市と比較したデータが載っているが、何故このような結果となるのかの分析がない。各市での違いの理由を分析できないのならば、このようなデータのとり方をやめてしまうのも一つの選択肢かと思う。 | ご指摘の趣旨は理解いたしました。しかしながら、障がいに至る理由は人それぞれであり、こうした傾向や特徴の分析まで行うことは難しいところがあります。ここでは、数や割合から把握できる傾向や特徴について掲載させていただきました。 |
| 17 | グラフに同じ色が繰り返し使われているところがあり、分かりづらいので、見やすくしてほしい。 | モノクロ印刷で、かつ、棒グラフの中に数も入れていることから、色やパターンにも限界がありましたので、新たに棒グラフの脇に凡例を書き込み、読み取りやすくなるよう工夫いたしました。 |
| 19 | 年齢別の療育手帳所持者数の記載の中で、療育手帳を所持している高齢者は少ないという記載があるが、50歳代の数は増加していることにも注目すべきではないか。知的障がいがある方の高齢化は課題である。 | 障がいがある方の高齢化は、課題の一つであると考えております。療育手帳所持者全体から比べれば高齢者（65歳以上の方）は少ないと言えますが、こうした課題があることを考慮すれば、高齢者が少ないからと言って注目せずともよいわけではありませんので、表現を改めさせていただきました。 |
| 20 | 障害者手帳所持者数等の記述の中には、今後の予測を書いた部分があるが、あえて書く必要があるかどうか疑問である。計画の中では、現状の分析のみに留めておく方が、今後の余地が残って、誤った読取りをしないで済むのではないか。 | 令和5年度第2回障がい者福祉専門分科会において複数の委員より左記のようなご意見が出されました。ご指摘のとおり、記載は現状の分析までとし、今後の予測の記述は削らせていただきました。 |
| 21、22 | 精神障害者保健福祉手帳所持者には3級の方が多いとのことだが、発達障がいにより精神障害者保健福祉手帳を取得している方も多いのではないかと思う。内容をもう少し分析してみてはどうか。 | ご指摘のとおりのも面もあると思います。3手帳の中では特に増加が顕著な精神障害者保健福祉手帳所持者数については、増加を続けていることが大きな特徴の一つですので、さらにその内訳を掲載させていただきました。 |

| ページ | 質問・意見 | 市からの回答 |
|------------------|---|---|
| 25 | 市川スマイルプラン作成率が少ない理由とは何か。コロナの影響か。 | 所管課に確認したところ、市川スマイルプランを作成するかどうかは、最終的にはご家族が決めるため、結果としてこのような数値になっているとのことでした。学校説明会等で周知は行っているとのことでした。 |
| 26 | 「市主催講座・講演等における合理的配慮の推進」、「障がい者スポーツ事業」の実績が少ないのも、コロナの影響か。 | 市講座や講演会への手話通訳者等の派遣、障がい者軽スポーツのいずれについても、コロナ禍の影響で実績が少なかったものとなります。前者については、開催は少なかったものの、必要な講座等には手話通訳者の配置を行いました。障がい者軽スポーツ教室は、6回の予定のうち、2回の開催となったとのことでした。 |
| 27、 29、 78 | 障害者グループホーム等入居者家賃助成、グループホームの開設や運営に対する支援の目標値と実績については、計画値を上回っており、今後も予想より上回るのではないかと。また、グループホームの事業を行う事業者は都道府県知事が指定するが、市町村の協議や議論が必要ではないか。 | グループホーム自体が増加を続けており、設定した目標値をさらに上回る結果となっております。グループホームは障がいのある方の地域における生活のために重要であるため、今後も運営の支援や家賃負担の助成を続けていきたいと考えております。また、障害福祉サービス事業者の指定に関しては、今般の障害者総合支援法の改正により、令和6年4月1日以降、都道府県知事の指定に先立って、市町村長が知事に意見を述べるようになるようになりました。特に共同生活援助（グループホーム）については、事業所数が増加している現状や、重度の障がいのある方向けのグループホームが不足しているといったご意見を自立支援協議会でもお聞きしております。この新たな仕組みを活用していくことを検討しております。 |

| ページ | 質問・意見 | 市からの回答 |
|-------|--|---|
| 28 | <p>成年後見制度利用支援事業の「相談実件数（障がい分）」、「啓発回数」は何の数字に基づいているか。</p> | <p>市川市社会福祉協議会からの成年後見相談支援等業務報告書に基づき、知的障がい者等と精神障がい者の新規相談件数を合計したものが「相談実件数（障がい分）」となります。また、市民や関係者向けの講演会、出前講座、成年後見制度個別相談会の回数を合計したものが「啓発回数」であり、令和4年度は16回ではなく正しくは19回でした。訂正いたします。</p> |
| 30、41 | <p>どうにかして、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所の増を。指定一般相談支援事業所を増やさないと、地域定着支援サービスも増えていかない。</p> | <p>相談支援事業所の不足、相談支援専門員の不足については、市川市のみならず、全国的に同様の状況となっております。報酬の単価自体は介護保険の介護支援専門員と比べても低くはありませんが、障がい者ご本人の状況や利用するサービスの種類次第で、モニタリングを毎月行うことになるとは限らず、相談支援事業者にとっては収入が毎月安定しないことが大きな要因となっていると推測しています。これに対し、市町村が単独で補助等を行うことも一つの方策と考えられますので、他市町村の状況や補助要件や補助額等について十分に検討した上で判断していきます。まずは、基幹相談支援センターえくるの人員規模の拡大を目指していくとともに、市川市自立支援協議会と連携し、研修の実施による人材育成、定着を図っていくことを考えております。</p> |
| 33 | <p>保育所等訪問支援の目標数が低くないか。</p> | <p>第4次いちかわハートフルプラン作成時の事業所数、利用者数を勘案して、このような目標数値としましたが、その後、事業所数が増加しております。そのため、目標値を上回る実績となっております。</p> |

| ページ | 質問・意見 | 市からの回答 |
|-----|---|--|
| 34 | 「相談支援体制の充実・強化」の内容は、そもそも何のことを示しているのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ○「障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施」 →基幹相談支援センターにおける相談支援を想定しています。 ○「地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数」 →指定特定相談支援事業者に対する集団指導や実地指導を想定しています。令和3年度には集団指導を実施いたしました。 ○「地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数」 →市川市自立支援協議会や各部会による指定特定相談支援事業者に対する研修等を想定しています。令和3年度には相談支援従事者向けの研修を実施いたしました。 ○「地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数」 →えくるによる関係会議への出席回数となっています。 |
| 40 | 移動支援事業所は、減っているイメージがある。担い手不足が課題ではないか。 | <p>移動支援を行う事業所の数は、年々、少しずつですが増えています。令和3年度末で66事業所ですが、令和4年度末だと69事業所あります。ヘルパーのなり手が不足しているというお話も自立支援協議会等でお聞きしておりますので、人材確保は課題であると考えております。</p> |
| 40 | 移動支援事業所の数は増えているが、利用者数や利用時間が伸びないということも課題であると思う。介護保険の事業所が移動支援事業を担ってくれているところもあるかと思うが、そういった点も計画に記載していただきたい。 | <p>移動支援事業については、本市規則において、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者が行うことと定めております。ヘルパーのなり手が不足しているというお話を自立支援協議会等でお聞きしておりますが、現状の対象者要件や報酬額から、ヘルパー</p> |

| ページ | 質問・意見 | 市からの回答 |
|-------|--|---|
| | | <p>不足や利用しにくさにつながっている可能性もあります。今後、制度の見直しを検討していきたいと思っております。また、計画には、移動支援、訪問入浴サービス及び日中一時支援の対象者要件や報酬額の見直しを検討していく旨、記載させていただきました。</p> |
| 40、79 | <p>地域活動支援センターは、特に精神障がいの方にニーズがあり、障害福祉サービスの利用につながりにくい方の行き場所となっているが、今年度になり1施設減少した。運営費補助金を増額できないか。また、市南部には施設がないため、新設計画はできないか。</p> | <p>地域活動支援センターは、障害福祉サービス事業とは異なり、都道府県知事に届け出ることによって事業を実施できるものとなっております。また、この事業は障害福祉サービス事業ではないため、運営者は障害福祉サービス報酬を算定できず、実質的に市町村からの運営費の補助が財源となっております。市内の地域活動支援センターは、令和4年度末に1施設が廃止されましたが、地域活動支援センターは障害福祉サービスの利用につながりにくい障がい者にとって有益な社会資源であると考えております。今後も運営費の補助を行うことで地域活動支援センターの運営を支援していくとともに、補助額の増額については、県から市への補助の内容を参考にしつつ、検討していきたいと考えております。</p> |
| 40 | <p>これは計画に書けることなのかどうかは分からないが、放課後等デイサービスを利用している児童が高校卒業後に生活介護等のサービスの利用に変わると、夕方16時頃に家に帰ってくることになり、親が就労していたりすると親が不在の時間が生じる。放課後等デイサービスのような時間まで利用できるサービスがあると有り難い。移動支援を活用するか、日中一時支援を活用するなど。このことは、ひっそりとした課題であると思う。</p> | <p>ご指摘ありがとうございます。障がい者の高校卒業後には、ご指摘のような課題があると認識しております。生活介護の報酬には延長支援加算がありますが（一定の要件のもとで8時間を超える利用がある場合に加算）、放課後等デイサービスのような遅い時間までサービスを提供するのも難しい実態があるのだと思います。移動支援や日中一時支援の報酬額等の見直しについては、今後検討していきたいと思っております。</p> |

| ページ | 質問・意見 | 市からの回答 |
|-----|---|---|
| 53 | 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進は、福祉や行政のみで推進を検討するのではなく、医療機関側の協力も必要である。 | 精神障がいのある方などの地域生活への移行に関しては、医療機関との連携も重要であるため、今後も検討を続けていきたいと考えております。 |
| 54 | 改めて、相談支援体制の整備は、最重要課題であると思う。 | 相談支援体制の整備の重要性については、本市においても同じように考えております。まずは、基幹相談支援センターへくるの人員拡充を目指していくとともに、指定特定相談支援事業者への補助金制度創設について、他市町村の状況や補助要件や補助額等について十分に検討した上で検討していきたいと思っております。 |
| 55 | 上記同様、従事者の減、従業者の確保が、現場では顕著な課題。5年後、10年後を見据えて対応を。 | 人材不足の問題は、福祉分野に限ったことではありませんが、市としては、引き続き、研修の実施による事業者同士の横のつながりの強化などに力を入れていきたいと考えております。 |
| - | 課題は分かっているのだから、市川市としての考えを明確に示してほしい。例えば、「障がい特性に合わせたグループホームの確保」とか、「地域でグループホームを育て、質の向上させていく」など。 | <p>第2部障害者計画の中で、それぞれの課題に対し、施策の基本方針や施策の内容として方向性を示すように努めました。具体的な施策を明記できるものもあれば、課題に対する有効な方策を打ち出せないものもありますが、今後引き続き検討を進めたいと思っております。</p> <p>また、障害者総合支援法の改正により、令和6年4月1日より、市町村長は、市町村障害福祉計画との調整を図る見地から、都道府県知事の事業者指定に際して意見を申し出ることができるようになり、また、都道府県知事は指定に当たって必要な条件を付することができるようになります。特にグループホームについて、重度の障がいのある方を受け入れることが</p> |

| ページ | 質問・意見 | 市からの回答 |
|-----|---|---|
| | | <p>できるグループホームの充実を目指し、この仕組みを活用していくことを検討しています。</p> |
| - | <p>全て根拠法が前提であることは分かるが、一般の方が読んで具体的にわかりやすいようにしてほしい。例えば、障がいのあるお子さんの親が、将来の暮らしはどうなるのだろうと思ったときに、「暮らしについて」の項目を見て、市川市の計画が明確に記されているなど。</p> | <p>いちかわハートフルプランで定めることは多岐に渡るため、項目ごとに整理して記載しておりますが、分かりやすさとともに、正確性にも心掛けて記載させていただいております。また、注釈が必要な言葉には、巻末に用語解説を載せるなどして、できる限り分かりやすくするよう努めております。</p> |
| - | <p>市川市の将来像『全国でも指折りの“障がいのある人が住みやすいまち”』を目指すのだから、根拠法は前提だが、基本的な視点・起点などを明確に掲げてほしい。</p> | <p>第2部障害者計画において、基本的な考え方として、基本目標、施策推進の方向、各施策に共通する横断的視点を掲げております。</p> |
| - | <p>当然のことだが、「障がいのある方々の人権擁護の視点にたってプランを作成する」などしてほしい。</p> | <p>人権の擁護や尊重は、障がいのある方に限らずに必要です。ご指摘のとおり、障がいのある方々の人権を擁護する視点にたち、計画を策定してまいります。</p> |
| - | <p>施設入所者の地域移行はもはや当然の流れであり、第8次県障害者計画において、施設＝あたかも悪いものという印象を受けるとのことで、「施設」という言葉が外される方向とのことである。</p> | <p>情報提供ありがとうございます。千葉県庁障害者福祉推進課に確認しましたが、「入所や入院から地域生活へ移行していく流れは当然ある中で、お一人おひとりに適した生活の仕方というものがあるため、決して施設自体が悪いわけではなく、地域移行も入所・入院もどちらも重要なものとして考えている」、ということでした。そのため、第8次千葉県障害者計画の中</p> |

| ページ | 質問・意見 | 市からの回答 |
|-----|---|---|
| | | で「施設」という単語を用いないようにするなどという考えは、特段ないとのことでした。 |
| - | プランは方向性を示すものでアクションプランを示すものではないのかもしれないが、例えば、各障がいの困りごとの具体例とそれに対応し「○○を行っていきます」のような具体的な行動計画的なものになると、そこに向けて、民間事業者も力を注げるかもしれない。 | ご指摘のとおりだと思います。具体的な施策を明記できるものもあれば、課題に対する有効な方策をまだ打ち出せないものもありますが、可能な限り具体的な方向性を示せるよう、努めてまいりたいと思います。 |
| - | 重点事業やその他の事業が様々載っているが、これは関連するすべての事業か、それともピックアップしたものか。 | 全てではなく、ピックアップして掲載しています。 |
| 67 | 医療的ケア児等コーディネーターは、どういった方がされているのか。 | 千葉県の研修を修了した職員が医療的ケア児等コーディネーターとなっています。研修の内容は幅広く、医療的ケア児の支援に関することとなっています。 |
| 67 | 市川市では、どのように発達や療育に関する相談に対応しているか。専門職でない自分が他の児童を見ている、発達に課題があるのではと感じるお子さんがいらっしゃる。教師から療育機関を勧めるのも、保護者に対しては言いにくいこともあるのではと思う。 | 発達支援課において、私立保育園から相談があった際に職員が保育園に行ってお子さんを実際に見て、先生方にアドバイスする事業も行っています。例えば保育園から発達支援課に、発達に課題があるかどうかグレーゾーンにあるお子さんについての相談が入ることもあります。 |
| 69 | 特別支援学級のお子さんで、不登校などの方が増えている。文部科学省がトライアングルプロジェクトというものも発信している。そのようなこ | トライアングルプロジェクトは、家庭、教育、福祉の連携として、文部科学省と厚生労働省から発信されているものです。市川市教育委員会指導 |

| ページ | 質問・意見 | 市からの回答 |
|-----|--|--|
| | とも今回の計画に取り入れるとよいのではないか。 | 課では、福祉と教育をつなげるツールとして、市川スマイルプラン事業を行っていますが、福祉と教育部門との連携などについて、どのように盛り込めるか、検討していきたいと思います。 |
| 72 | <p>就労されている方は、福祉サービスを利用されている方がほとんどおらず、本人と家族の高齢化が進んでいるにもかかわらず地域生活支援拠点などの情報を得にくい状況にある。また、定年を迎える障がい者の増加が見込まれるものの、介護系サービスには就労の枠はなく、就労継続支援 B 型事業所などが受け皿となるケースが増えてきている。今後、障害者雇用率が数年単位で上昇していくとともに、雇用施策が増えることにより、働く障がい者の増加が見込まれるが、アフター支援の手が足りなくなることが予測される。就労定着支援は企業での支援ではなく、生活支援が主たるものとなる。生活支援の幅は広く、就労支援センター等の単体での支援では成り立たなくなっており、生活支援機関との連携が重要となってくる。このことから、就労定着支援の機能を強化していくことを、第 5 次ハートフルプランにおいて検討していただきたい。</p> | <p>第 5 次いちかわハートフルプラン案にこのような視点での記載がなかったため、ご意見を参考にさせていただいて追記させていただきました。「アフター支援」は就労定着支援などの就労開始後の支援のことを指すと思いますが、就労定着支援の質・量の充実に向けては、就労支援部会を中心とした研修の実施等、事業所間の横の連携を深めながら支援者のスキルの向上を目指す施策の実施等を検討してまいります。</p> |
| 77 | <p>地域生活支援拠点等コーディネーターの 3 人は、他業務との兼務であるため、専任配置や拡充を希望する。</p> | <p>地域生活支援拠点等コーディネーターは、市からの業務委託により設置をお願いしておりますが、委託料が常勤専従の人員費に満たないために、受託者としては専任配置が難しい状況となっております。予算の拡大等については今後検討してまいります。</p> |

| ページ | 質問・意見 | 市からの回答 |
|-----|---|---|
| 77 | <p>市川市障害者等緊急時受入施設入所支援事業補助金は、制度運用が複雑で活用できていない現状があるので、改定や修正をお願いしたい。</p> | <p>当該補助金については、指定短期入所事業所が、ある障がい者の短期入所利用を受け入れようとする際に、その障がい者が当該事業所の受入対象障がいではない障がいを持っていることなどを理由として、当該事業所の従業者以外の誰か（これを以下「支援者」といいます）による一時的な支援（同行や同泊など）を求め、当該障がい者と支援者がそれに同意し、当該障がい者の短期入所利用を受け入れた際に、当該事業所を運営する事業者に対して、当該短期入所サービスの提供実績に基づいて市から一定の補助を行うものとして、このような制度の創設を求める声を受けて令和2年度より創設したものです。</p> <p>この場合、当該支援者は、指定短期入所事業者が当該障がい者に指定短期入所サービスを提供するにあたって配置した“一時的なスタッフ”ということになるため、当該支援者には当該指定短期入所事業者から報酬等を支払うことになり（支援時間も報酬単価も指定短期入所事業者と支援者との契約によって決まる）、本補助金は、サービス提供実績と支援者への報酬支払実績に基づいて、指定短期入所事業者の負担に対して補助を行うものとしております。</p> <p>本補助制度に関しては、指定短期入所事業者として支援者との“一時的な雇用”の契約を取り交わすことが難しい（別法人の方に対して報酬を支払う仕組みがない）という意見をいただいておりますが、あくまでも事業者への補助であること、サービス提供実績と支援者への報酬支払実績に基づいて補助を行う必要があることから、支援員に直接支払うことはできません。</p> |

| ページ | 質問・意見 | 市からの回答 |
|-----|---|--|
| | | <p><参考></p> <p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年千葉県条例第 88 号）第 107 条第 3 項</p> <p>「指定短期入所事業者は、その利用者に対して、支給決定障害者等の負担により、当該指定短期入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならない。」</p> <p>→指定短期入所事業者は、自事業所の従業者以外の者によって指定短期入所サービスを提供する場合は、利用者にその費用を負担させてはならない（このようなサービス提供は自法人の負担において行わなければならない）。</p> |
| 77 | <p>8050 問題、老障介護と言われて久しいが、その対策が具体的に表記されていない。例えば、8050 問題を抱えた家族は、希望があれば、グループホーム入居を急ぐというような具体的な表現を書いてほしい。</p> | <p>障がい者やその家族の高齢化、重度化というのは、大きな課題の一つであると認識しております。障害者総合支援法では、共同生活援助も含め、障害福祉サービス等の利用については、市町村は自立支援給付（介護給付費や訓練等給付費等の支給）を行うのみであり、利用するサービスや利用する事業者は、利用者が選択し、事業者との契約により決まるものとなっています。旧来の制度とは異なり、障害者総合支援法では、市町村がサービスや事業者を決定することにはなっておりませんが、市としては、円滑なサービスの利用につながるよう、介護給付費を支給する旨の決定等について、個々の状況を勘案し、可能な限り速やかに行ってまいります。</p> |
| 78 | <p>共同生活援助が地域生活支援拠点等の機能と重複するというのがよく分からない。グループホームは暮らしの場という捉え方なので、体験の機会を提供するというイメージがない。</p> | <p>もともと、国の通知等で示されていた地域生活支援拠点等の整備のイメージは、相談機能や緊急時の受入機能、地域生活の体験の機会の提供の機能といった、必要とされる 5 つの機能を集約して、障害者支援施設や共同</p> |

| ページ | 質問・意見 | 市からの回答 |
|-----|--|--|
| | | <p>生活援助事業所に付加した拠点、というものでした。ですので、グループホームが地域生活支援拠点等となるイメージは従来からあります。グループホームの場合、長期入院されている方や施設に入所されている方が地域における生活に移行していくためのステップとなるイメージがあり、それが、改正後の障害者総合支援法第 77 条第 3 項第 2 号の事業（障害福祉サービスの利用の体験や居宅における自立した日常生活又は社会生活の体験の機会の提供等を行う事業）のイメージと重なるところがあったため、計画案には、「新たな障害者総合支援法第 77 条第 3 項第 2 号の事業については、地域相談支援や共同生活援助といった既存の制度と機能が重複する部分があります」と書かせていただきました。</p> <p>さらに、改正後の障害者総合支援法において、共同生活援助の支援内容に「一人暮らし等に向けた移行支援や退去後の定着支援」が追加されることから、この点も、計画案に追記させていただきました。</p> |
| 79 | <p>全体の数とは別に、重度の障がいのある方の数や、高齢の方の数、強度行動障がいがある方の数なども把握して、計画に盛り込んでほしい。</p> | <p>強度行動障がいのある方の数については、第 2 部第 2 章第 3 節第 1 項の中に記載させていただきました。</p> |
| 81 | <p>地域生活支援拠点等コーディネーターへの事前登録者の数が増加しており、十分に対応できなくなっている。地域生活支援拠点等コーディネーターに係る予算の拡充も計画に反映していただきたい。</p> | <p>計画相談支援や障害児相談支援の“受け皿”が不足していることを受け、地域生活支援拠点等コーディネーターや基幹相談支援センターえくるの業務が、指定特定相談支援事業者や指定障害児相談支援事業者の業務に近くなってきてしまっているというご指摘があります。計画相談支援や障害児相談支援の“受け皿”の増や、基幹相談支援センターえくるの人員の拡充を</p> |

| ページ | 質問・意見 | 市からの回答 |
|-----|---|--|
| | | <p>検討していくことと併せ、地域生活支援拠点等コーディネーター業務のあり方の見直しや人員拡充についても検討していきたいと思っております。この旨を計画に記載させていただきました。</p> |
| 85 | <p>第4次ハートフルプランには、高齢化への対応に関する記載があり、地域生活支援拠点等整備事業が重点事業とされている。一方で、第5次ハートフルプラン（案）には、地域生活支援拠点等整備事業が開始されたこともあってか、高齢化への記載が見られない。障がい者の高齢化は、就労支援部会において継続した課題として挙げられており、介護保険分野など、高齢者施策との垣根を越えた連携が重要となる。そのため、障害福祉サービスと介護保険サービスの併用などについて、柔軟な制度運用を図っていくことを第5次ハートフルプランにおいて検討していただきたい。</p> | <p>ご指摘のとおり、障害福祉サービスと介護保険サービスの併用（介護給付費等と介護保険給付との関係）のことについては、第5次いちかわハートフルプラン案で触れておりませんでした。障がい者の重度化・高齢化は大きな課題の一つであり、高齢者福祉分野との円滑な連携は重要であると認識しております。第5次いちかわハートフルプラン案にこの点を追記させていただきました。</p> |
| 88 | <p>「保健・医療」に関しては、リハビリテーションのことが重点事業に掲げられているが、障がいのある方も皆高齢化しているので、加齢による成人病や、持病、歯科の問題、耳の聞こえなどに対する医療の充実が望まれる。医療との連携の記載が必要ではないか。</p> | <p>障がいのある方の医療に関することとしては、障害者総合支援法に基づく自立支援医療（育成医療、更生医療、精神通院医療）や療養介護医療の制度があるほか、重度心身障害者医療費助成制度、精神障害者入院医療費助成制度や、指定難病がある方については難病医療法に基づく都道府県による特定医療費の支給など、様々な医療費助成制度があります。</p> <p>また、障がいの有無に関わらず、40歳から74歳の国民健康保険被保険者を対象とした特定健康診査制度などもあります。</p> <p>計画案に記載したとおり、障がいのある方の保健や医療に関しては、障がいのある方が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられ</p> |

| ページ | 質問・意見 | 市からの回答 |
|-----|--|--|
| | | <p>るよう、福祉分野に関わらず、医療や保健の分野とも連携し、必要な事業を行ってまいります。</p> |
| 91 | <p>今回の計画案には重層的支援体制整備事業との関連の記述が見当たらないが、重層的支援体制整備事業の一部であることを記載してはどうか。</p> | <p>本市では、令和5年7月から社会福祉法に基づく「重層的支援体制整備事業」を「市川市よりそい支援事業」として開始しました。この事業を構成する5つの事業のうちの一つである「包括的相談支援事業」には、ご指摘のとおり、基幹相談支援センターえくるで行う障害者相談支援事業が含まれます。この旨を、第2部第2章第4節第1項の中に記載いたしました。</p> |
| 91 | <p>今般の障害者総合支援法等の改正では、精神保健福祉法の改正も行われ、令和6年4月1日から、市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障がい者のほかに精神保健に課題を抱える者も対象にできるようになり、市町村の精神保健の幅が広がる。これについては、国において詳しい中身が検討されているところであり、日頃から市川市においてもこうした相談支援に対応していると思うが、この改正のことも何かこの計画に組み込んでいく予定はあるか。</p> | <p>ご指摘のとおり、令和4年12月に成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」により、当該改正が行われました。この点についても今般の計画に組み込み、相談支援体制構築に向け、関係機関との協働・連携や支援の担い手の確保等を検討してまいります。</p> |
| 92 | <p>えくと他の関連機関との役割分担の整理や効果的な連携が進まず、指定相談事業所も増えない状況にあることを再認識した。さらに異なる役目が求められる中、人員規模の拡充は必須である。人員配置については、異なる事業者から参画してもらえよう整えると良いのではないと考える。明</p> | <p>ご意見ありがとうございます。障がい者のニーズも多様化している中、様々なニーズに対応することができる人材の育成や確保は必要であると思います。様々な事業者が協力し合うことにより有効な人員配置ができるとよいと考えております。</p> |

| ページ | 質問・意見 | 市からの回答 |
|-----|---|---|
| | らかに精神障害の相談は多いが、多様なニーズに対応できる人材育成・確保が望まれる。 | |
| 92 | 7040 問題、8050 問題の渦中の人たちの中で、まだ計画相談がついていない人には、積極的につけていく、など、具体的な表現がほしい。 | <p>障害福祉サービスの利用に際し、介護給付費等の支給の決定を求める申請を市町村に行った際には、市町村から、指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求めますが、身近な地域に事業者がない場合や、指定特定相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画案の提出を希望する場合には、指定特定相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画案を市町村に提出できることになっています。障がい者等が指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成を希望する場合（指定特定相談支援事業者による計画相談支援の提供を希望する場合）であっても、その方が利用する事業者は、市町村が決定するのではなく、障害福祉サービスの利用の際と同様、障がい者ご本人等が指定特定相談支援事業者を選択し、事業者と契約します。旧来の制度とは異なり、障害者総合支援法では、市町村がサービスや事業者を決定することにはなっておりませんが、サービスの円滑な利用に資するよう、介護給付費を支給する旨の決定等については、個々の状況を勘案し、可能な限り速やかに行ってまいります。それとともに、障害福祉サービスの利用のご相談を受けた際には、上記の制度を丁寧にご説明し、指定特定相談支援事業者の一覧をお渡しするなど、円滑なサービスの利用ができるよう努めてまいります。</p> |

| ページ | 質問・意見 | 市からの回答 |
|-----|---|--|
| 95 | 他のページに計画相談支援や地域相談支援の見込量の記載があるが、セルフプラン率についても記載するべきではないか。単にセルフプラン率を低くすることが良いことだとも思わないが。 | 本市のセルフプラン率が高めであることには、様々な要因が絡んでいると思われ、解決策を見出すのは難しいところもあるかと思いますが、課題の一つであると考えております。その旨、計画に記載いたしました。 |
| 95 | 指定特定相談支援事業者の不足は全国的な問題でもあり、対応は難しいが、計画相談支援や障害児相談支援の“受け皿”が足りていると、かなり地域の支援力が底上げされると思う。それにより、基幹相談支援センターも基幹相談支援センター本来の業務に集中することができるはずである。計画案には、基幹相談支援センターへくるの人員拡充が重点事業として掲げられているが、計画相談支援や障害児相談支援の“受け皿”も増やしていかないと、相談支援が行き届くことにならない。計画相談支援や障害児相談支援の“受け皿”を増やしていく具体的な方策が明記されると、先の見通しが持てる計画になると思う。 | 計画相談支援や障害児相談支援の“受け皿”が増えない要因として最も考えられるのは、報酬収入が十分なものとなっていないことで、特定相談支援事業や障害児相談支援事業の独立採算が困難となっていることであると思われ、そのために、他業務と兼務する相談支援専門員が一定程度いるのだと思われ、この他にも、各法人の事業の経営方針が影響している可能性もあると考えられます。計画相談支援や障害児相談支援の“受け皿”を増やす方策として主に考えられるのは、事業者の経営を支援するための補助金の交付ですが、補助要件や補助額について十分に検討して判断する必要があります。今後も必要な方策の検討を続けていきたいと思っております。 |
| 98 | 市川市ではどのくらいの市民後見人が活躍しているか。 | 令和 5 年 6 月末現在で、6 人の方が市民後見人として活動されています。 |
| 99 | 基幹相談支援センターへくるについては、相談員の数を増やしていく目標を掲げている。基幹相談支援センターの規模拡充に伴って成年後見制度や日常生活自立支援事業に関する相談ニーズは増加することが見込まれるが、成年後見制度利用支援事業の目標値を伸ばす必要はないか。 | 基幹相談支援センターの規模拡充に伴って成年後見制度や日常生活自立支援事業に関する相談ニーズが増加する可能性を考慮し、目標値を見直しました。 |

| ページ | 質問・意見 | 市からの回答 |
|-----|--|--|
| 100 | <p>「障がい者団体と市川市自立支援協議会からの意見」の中に、災害時の聴覚障がい者への配慮を求める意見があったので、第4次いちかわハートフルプランの93ページに書かれている「また、避難所においては、ハード面でのバリアフリー整備とともに、避難中の災害情報の提供や移動手段の確保のほか、避難生活が長期化した場合の支援の面でも、障がい者への配慮が必要となります。」という一文は、今回の計画に入れた方がいいのではないか。</p> | <p>ご指摘のとおり、第2部第2章第5節第1項「災害や感染症の対策」の中に記載させていただきました。</p> |
| 100 | <p>「災害や感染症の対策」に関することとしては、重点事業として「避難行動要支援者対策事業」が挙げられているだけで、自治会に丸投げしており具体性がほとんどないという印象を受ける。もう少し次のステップに進められるよう、違った施策を打ち出すべきではないか。</p> | <p>「(2) 施策の基本方針」に、避難行動要支援者に対して適切かつ円滑な支援を行うため、市川市避難行動要支援者対策プランに基づいて、関係部署と連携して対策を進めていく旨を追記いたしました。また、重点事業の「避難行動要支援者対策事業」については、個別避難計画の作成を推進していくことから、指標等を「名簿提供自治(町)会数」から「個別避難計画の作成数」に変更いたしました。</p> |
| 104 | <p>住宅セーフティネット法には「住宅確保要配慮者居住支援法人」という規定があるが、もう少しこれを推進し、一人暮らし支援を推進することなどはできないか。市川よりそい支援事業でも、住宅確保は大切な支援になってくると聞いている。</p> | <p>住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録も同様ですが、住宅確保要配慮者居住支援法人の指定は、都道府県知事が行うものとなっています。本市では、住宅セーフティネット法に基づく事業ではありませんが、「住宅確保要配慮者等民間賃貸住宅あっせん制度」(一般社団法人千葉県宅建物取引業協会市川支部と共同で行っている、住宅に困窮する市民の方への民間賃貸住宅のあっせん制度)を行っておりますので、このことについて追記させていただきました。</p> |

| ページ | 質問・意見 | 市からの回答 |
|-----|--|---|
| 105 | <p>市内には、トイレが設置されている公園が（ほとんど）ないと思う。何か意図があってそうしているのか。</p> | <p>公園緑地課に確認したところ、市内には、市が管理する公園は 400 以上あるということでした。具体的には、令和 4 年度時点で 435 ある公園のうち、トイレが設置されているのは 106 であり、公園へのトイレの設置は特段法令上の義務はなく、地域の要望等を勘案して必要に応じて設置の是非を判断しているということでした。</p> |
| 105 | <p>バリアフリー法に関連して、公園のトイレについては、災害時に避難することもあり、誰でも使いやすいバリアフリーに配慮したものにするとか、入口にピクトサイン等でどういうトイレなのか表示するなど、障がい者に優しいトイレなどの配慮をしていただきたい。どういうところに多機能トイレがあるかインターネットで調べられるとよい。</p> | <p>公園トイレの整備の上では、ご指摘の内容を踏まえ、障がいのある方もない方も使いやすいものとなるよう検討してまいります。</p> <p>また、千葉県及び市川市では、次の Web サイトでバリアフリー施設情報を公開しています。この旨は、計画案の用語解説の中に追記させていただきました。</p> <p>ちばバリアフリーマップ http://wwwwp.pref.chiba.lg.jp/pbbfmap/ いち案内 https://gis.city.ichikawa.lg.jp</p> |
| 108 | <p>障害者差別解消法の改正法が令和 6 年 4 月 1 日から施行され、事業者の社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供が、努力義務から義務に変わる。市でも周知等必要ではないか。</p> | <p>ご指摘のとおり、これまで、事業者の社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供は、努力義務でしたが、これが令和 6 年 4 月 1 日から義務に変わります（行政機関にとっては従前から義務）。周知については内閣府において行われていますが、本市においてどのように周知等を行っていくかは今後検討してまいりたいと思います。</p> |

| ページ | 質問・意見 | 市からの回答 |
|-----|--|--|
| 112 | 生活支援部会で行っているつながり交流研修や、重心サポート会議主催の研修会などは記載されないのか。 | ご指摘のとおりだと思います。相談支援部会と就労支援部会の研修しか書いておりませんでした。生活支援部会による研修も活発に行われている現状も踏まえ、今後のこども部会との協働も考慮して、重点事業については、特定の部会にこだわらない形での研修の実施に表記を変えさせていただきました。 |
| 113 | 相談支援というものができたときに、私たち障がい当事者や家族が期待したのは、相談支援から見えるニーズが見える化し、それを基に市や協議会で検討して、サービス提供体制の整備を進めていくという姿。相談から見えるニーズが見える化して、具体的なサービスの整備に向けて動いていく、という記載が、どこかに欲しい。 | 関係機関の連携や支援体制の整備に資するものとしては、障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項に規定される「協議会」が主たるものとなります。令和 6 年 4 月 1 日から施行される法改正により、個別事例から地域課題を抽出・整理し、支援体制の整備を進めていくことが、協議会にさらに求められますので、ご指摘の点も踏まえ、第 2 部市川市障害者計画の第 2 章第 6 節「地域の理解・支援の促進～地域で支え合う～」の中に、新たに第 3 項「連携強化、支援体制整備」としてこういったことを記載いたしました。 |
| 119 | 「(4)地域共生社会の実現に向けた取組」の中に、「市川市地域福祉計画」と「市川市よりそい支援事業（重層的支援体制整備事業）実施計画」が書かれているが、これがあるならば「地域福祉活動計画」は入れられないのか。地域福祉活動計画は、行政計画ではないが、地域共生社会を実現するための社協の行動のあり方を定めるものである。重層的支援体制整備事業に関する言及やよりそい支援事業との関係が、あまり記載されていないのではないか。 | 地域共生社会の実現に向けては、地域福祉計画等のみならず、他の様々な福祉分野の計画との連携が必要となりますが、この項の表現としては、関連する全ての計画を列挙すると文章として長くなってしまふところがございますので、上位計画である「市川市地域福祉計画」と「市川市よりそい支援事業（重層的支援体制整備事業）実施計画」のみ例示させていただきました。市川市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との連携については、現行の市川市地域福祉計画の中でも記載させていただいております。 |

| ページ | 質問・意見 | 市からの回答 |
|-----|---|--|
| 123 | <p>地域生活支援拠点等の、地域の体制づくりと専門性の確保について。相談体制の充実やコーディネーターの連携・専従化はともより、その先の受け皿（福祉サービス等）づくりと担い手不足（人材不足・人材確保）についても、地域の体制づくりの中に追記してほしい。充実を図るには、コーディネーターが緊急対応しても次につなげられずにいるその背景がある。例えば、人材確保ができれば、何とか次なるサービス展開も検討できるが、そこに大きな課題がある。</p> | <p>「受け皿づくり」が地域の体制づくりに係ること、「担い手不足」が専門性の確保に係ることとして整理しております。それぞれ、「サービス拠点の整備」や「人材の確保」として記載させていただいております。受け皿となる施設の確保と、支援人材の確保は、本市においても大きな課題であると考えております。</p> |
| 134 | <p>「生活介護等の利用者やその家族の高齢化に伴い、施設への送迎の確保などが課題となっています」については、異論はない。事業所に行くことすらままならなくなる。ドアツードアの送迎ニーズは増加する。</p> | <p>ご指摘のとおりだと思います。ご意見ありがとうございます。</p> |
| 137 | <p>「自立生活援助は、入所施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などに対し、日常生活を営む上での課題解決に向けた相談、必要な情報の提供等による援助を行うものです。」との記載があるが、自立生活援助は、施設やグループホームからひとり暮らしへ移行する方だけではなく、家族との同居からひとり暮らしへ移行する方も対象となるのではないか。</p> | <p>障害者総合支援法第5条第16項と障害者総合支援法施行規則第6条の10の5には、自立生活援助の対象者について、施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障害者だけではなく、「居宅において単身であるため又はその家族と同居している場合であっても当該家族等が障がい、疾病等のため、障がい者に対し、当該障がい者の家族等による居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある方」も規定されております。単に家族と同居している方ではなく、家族と同居しているもののその家族等が障がい、疾病等のため支援が難しい状況の方が対象となるわけですが、これらの旨を全て記述すると文章として長くなりすぎることから、計画としては、左記のように記載させていただ</p> |

| ページ | 質問・意見 | 市からの回答 |
|-----|--|--|
| | | <p>ていたところでした。</p> <p>しかし、いただいたご意見を尊重し、「自立生活援助は、入所施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する方や、居宅において単身であったり家族と同居していても当該家族等が障がい、疾病等であったりする方であって当該障がいの家族等による居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある方に対し、日常生活を営む上での課題解決に向けた相談、必要な情報の提供等による援助を行うものです。」と修正させていただきました。</p> |
| 138 | <p>「重度化・高齢化した障がい者に対しては、日中サービス支援型グループホームのような常時の支援体制を確保することが求められています。」と書いてあることについて。</p> <p>地域生活の一環であるため、生まれ育った地域や通いなれた事業所の仲間との関係など利用される本人の意思を尊重できるようにしてほしい。地域性と本人の意思尊重が大切である。(強度) 行動障がいのある方ほど、暮らしの場のニーズは高く、緊急性があるにも関わらず、受入れ先が見つからず、後回しになってしまっている実態がある。千葉県重度強度行動障がいのある方への支援システム(暮らしの場の支援会議)を活用できるよう、市川市としての取り組み姿勢を示してほしい。</p> | <p>令和5年3月31日の千葉県袖ヶ浦福祉センター更生園及び千葉県袖ヶ浦福祉センター養育園の廃止に伴い、千葉県において「千葉県重度の強度行動障がいのある方への支援システム」が構築されました。市町村がこのシステムを活用していくためには、市町村が受入事業者に対し支援員の追加配置に係る補助を行う必要があります。強度行動障がいのある方の支援のため、今後、この予算措置を行うことを検討しております。この旨を第2部障害者計画の中に追記いたしました。</p> |
| 146 | <p>基幹相談支援センター等機能強化事業の記載の中に、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士とあるが、ケアマネジャーが入っていない。高齢者福</p> | <p>基幹相談支援センターには基本的に障害者相談支援に携わる者として相談支援専門員を配置しますが、さらにその体制を強化するものとして社会</p> |

| ページ | 質問・意見 | 市からの回答 |
|-----|---|--|
| | <p>社とのつながり、連携も必要ではないか。</p> | <p>福祉士、保健師、精神保健福祉士などの専門職を配置する事業について、ここには記載しています。障がい者福祉と高齢者福祉の両面に関わること家庭についての相談もありますので、日頃から基幹相談支援センターと地域包括支援センターとで連携して対応しております。</p> |
| 149 | <p>「判断能力が不十分な方の身上監護や財産管理の役割を担う成年後見制度の利用に関する周知を行い、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者に対し、家庭裁判所への申立てに要する登記手数料及び鑑定費用等の経費や後見人等の報酬を一定の要件のもとで助成するものです。」</p> <p>「障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成するものです。」</p> <p>との表現があるが、</p> <p>① 新たに申立てに要する経費が助成対象になるのか。</p> <p>② 後見人等の報酬助成について、市川市社会福祉協議会では、かねてから報酬助成の非課税要件の緩和・見直しを求めてきた。国の第2期成年後見制度利用促進計画においても、「市町村は、成年後見制度利用支援事業について、対象として低所得者を含めることを検討する必要がある」とされている。</p> | <p>① 市長村長は、知的障がい者及び精神障がい者につき、福祉を図るため特に必要があると認めるときに、家庭裁判所に後見開始の審判の請求等を行い、また、その際の費用について、本人に負担させる旨の家庭裁判所からの審判があったときには、本市が支弁した費用について本人に請求することになっています。このほか、成年後見人等に対し報酬を支払うことが困難である方等について、経済的負担を軽減するため助成金を支給しています。表現が不正確でしたので、このように修正させていただきました。</p> <p>② 本市では、市民税非課税であること等を要件として、成年後見人等への報酬についての助成金を支給しております。近隣市でも同様の要件としているところがいくつかございますが、今後の状況をみて、改正の必要性について関係課とともに検討をしております。</p> |

| ページ | 質問・意見 | 市からの回答 |
|-----|---|--|
| 151 | <p>成年後見制度法人後見支援事業について。</p> <p>令和8年度までに見込み量を確保するための方策として</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者福祉部門と連携しながら市民後見人養成講座を実施 ○市川市社会福祉協議会に対し、講座等の運営業務を委託 <p>と明記されているが、次期成年後見制度利用促進計画（地域福祉計画に統合予定）との整合性を図る必要があると思う。次期成年後見制度利用促進計画における市民後見人に関する記載内容や数値目標については、市川市社会福祉協議会の市川市後見支援センターと市担当課とで協議することになっている。また、市民後見人の養成にあたっては、市川市社会福祉協議会は、市民後見人の単独受任と市川市社会福祉協議会等が後見監督人となる体制を進めていくことや、市の報酬助成制度の拡充（後見監督人に対する報酬助成の創設）が必須条件であると考えている。このことについても、国の第2期成年後見制度利用促進基本計画においては、「市町村は、成年後見制度利用支援事業について、後見監督人等が選任される場合の報酬も含めることなどを検討する必要がある」とされている。</p> | <p>第5次いちかわハートフルプランの作成に当たっては、市川市成年後見制度利用促進基本計画が含まれることになっている「第5期市川市地域福祉計画」との整合を図りながら進めてまいります。また、成年後見人等への報酬についての市の助成制度については、改正の必要性について関係課とともに検討をしております。</p> |